

国自旅第 258号の3  
平成28年12月20日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局  
旅客課長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

件名について、別添のとおり周知したので了知されたい。

また、別添に添付したチラシを傘下会員事業者に配布し、運送の申込者に対して運賃・料金制度について説明する際に活用するよう周知されたい。

(別 添)

国自旅第 258 号  
平成28年12月20日

(別 紙) あて

国土交通省自動車局長

貸切バス運賃・料金制度の周知について（協力依頼）

日頃より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

貸切バスの運賃・料金については、平成26年4月より、利用者の安全に関わる費用(安全コスト)を反映した新しい制度が運用されており、貸切バス事業者が安全・安心な輸送サービスを提供するには、貸切バス事業者が国に届け出ている運賃を適切に収受する必要があります。

また、国土交通省においては、平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、10回にわたる議論を経て、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめられました。

この「総合的な対策」においては、運賃を適切に収受できるようにするための方策として、貸切バス事業者と利用者との間で取り交わす「運送引受書」に運賃・料金の上限・下限額を記載することを義務付けることとしており、本年8月、そのための制度改正を行いました（11月1日より施行）。

このことについて周知を図るため、別添のとおり周知用の資料を作成致しましたので、関係各所（特に予算や入札等を所管する部局）に対して配布いただきますようお願い申し上げます。

周知先	宛名
学校（公立）	文部科学省初等中等教育局長
学校（私立）	文部科学省高等教育局長
地方公共団体	各都道府県知事
中央省庁	内閣府大臣官房長
	宮内庁管理部長
	公正取引委員会統括審議官
	警察庁会計課長
	金融庁統括審議官
	消費者庁長官
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房会計課長
	国税庁長官官房会計課長
	文部科学省大臣官房会計課長
	厚生労働省大臣官房会計課長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	原子力規制庁次長
	防衛省大臣官房会計課長
	衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長	
会計検査院事務総長官房会計課長長	
国土交通省大臣官房長	